

国立大学法人筑波大学山岳科学センター井川演習林
のコウヨウザンの成長特性の解明に係る覚書

国立大学法人筑波大学山岳科学センター（以下「甲」という。）と国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター（以下「乙」という。）は、「国立大学法人筑波大学山岳科学センター井川演習林のコウヨウザンの成長特性の解明」について共同研究することとし、この実施に当たって下記のとおり覚書を取り交わすこととする。

記

1 研究課題名

国立大学法人筑波大学山岳科学センター井川演習林のコウヨウザンの成長特性の解明

2 研究実施期間

覚書の取り交わし日から令和8年3月31日まで

3 研究目的

早生樹の造林樹種として新たな需要が期待されるコウヨウザンについて、成長特性の解明を行う。

4 研究内容

甲が所有する井川演習林に植栽されているコウヨウザンについて、苗木育成のための穂木・種子等の採取を行う。これらを用いて試験地等を造成し、コウヨウザンの成長特性を明らかにするとともに、優良系統を選定する。

5 研究の分担

調査地・材料の提供	甲
各種調査、材料採取、植栽試験等の実施	乙

6 費用の負担

5の研究の分担に係る費用は、甲は乙に、乙は甲に請求しない。ただし、疑義が生じるものについては、甲、乙、協議の上、取り決めるものとする。

7 知的財産権（特許権など）の取り扱い、データや成果の帰属・公表

- 特許権、育成者権等が発生することとなった場合は、研究実施期間に関わらず、甲、乙、協議の上、取り決めるものとする。
- データや上記（1）以外の成果の帰属については、共同とする。
- 穂木又は種子から育成した苗木及び選抜された優良系統に係る権利（上記（1）の育成者権は除く。）は、乙に帰属することとする。また、それにより育成される苗木等について、乙が造林用種苗の原種として都道府県等を通じ、広く普及することについて、甲は了承するものとする。ただし、この場合において、乙は甲に対して普及を図る旨を事前に報告するとともに、乙が普及を図ることにより生じる全ての責を負うものとする。

8 覚書の改廃

甲、又は、乙は、どちらからも本覚書の改廃を求めることができるものとし、その場合は双方協議の上、本覚書の改廃を行うものとする。

9 その他

この覚書に定めのない事項及びこの覚書について疑義が生じた事項については、甲、乙、協議の上、その都度決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、の長による記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月6日

甲 国立大学法人筑波大学山岳科学センター長
津村 義彦



乙 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
林木育種センター 所長 上 練三

